**介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱いについて**

介護保険法に基づきサービスを提供している介護保険事業者等は、各指定基準で事故発生時には市町村に報告しなければならないこととなっております。

いすみ市における事故発生時の報告取扱いについては次のとおりとします。

**１．対象**

いすみ市内に所在する介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとします。

**２．報告の範囲**

各事業者は、次の（１）から（４）までの場合、関係市町村（いすみ市及び被保険者の属する市町村）へ報告を行って下さい。

※別途、介護サービス毎に県指定事業者等については、千葉県への報告が必要な場合があります。千葉県ホームページを参照し、必要に応じて報告を行って下さい。

**（１）サービス提供中による、利用者のケガ又は死亡事故の発生**

・「サービス提供中による」とは送迎・通院等の間の事故も含みます。

在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が各事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含みます。

・ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則としますが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについても報告して下さい。

・各事業者側の過失の有無は問いません。（利用者の自己過失によるケガであっても、前述に該当する場合は報告して下さい。）

・利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになる可能性があるとき）は報告して下さい。

・利用者が、事故発生から、事故によるケガが原因（疑いも含む）で後日死亡した場合は、各事業者は速やかに、連絡し、報告書を再提出して下さい。

**（２）食中毒及び感染症等の発生（職員を含む）(※1)**

食中毒・感染症等について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は報告して下さい。なお、これらについて、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従って下さい。

　※1　報告が必要な場合は次のとおりです。

　ア．同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患

者が1週間以内に2名以上発生した場合

　イ．同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用

者の半数以上発生した場合

　ウ．ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が

疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

　エ．新型コロナウイルス感染症については、5類感染症に位置付けられましたが、本取扱における「感染症」に含まれます。

**（３）職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生**

利用者の処遇に影響があるものについては報告して下さい。

（例：利用者からの預り金の紛失・横領、個人情報の漏洩、メール・ＦＡＸの誤送信、郵送書類の誤送付など）

**（４）その他、報告が必要と認められる事故の発生**

・トラブルの可能性があるとき

各事業者と利用者、利用者同士においてのトラブルなど。

・無断外出・徘徊・行方不明

利用者の一人歩きによる無断外出（建物内から外に出た場合）。

・誤薬

違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬漏れなどが発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに報告して下さい。

**３．上記にかかわらず事故報告を行う必要が無い場合**

（1）サービス提供中の事故やケガ等であっても、医療機関を受診することなく、軽易な治療のみで対応したもの。

（2）持病による定期的な病院受診や事業所等の見守り不十分等に起因しない体調不良による病院受診（風邪や胃腸炎等）。

**4．報告方法**

・第1報は、少なくとも別紙様式内を可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告して下さい。

※第1報の時点で事故処理が終了している場合は、第1報を持って最終報告とすることができます。

・事故処理の経過及び未確認事項が確認できた場合においても、報告様式により、メール又郵送等で適宜追加記入して報告して下さい。（追加報告）

・事故処理の区切りがついたところで、報告様式により第1報以降の経過をすべて記載して報告して下さい。（最終報告）。

※報告には利用者の個人情報が含まれるため、取り扱いには十分注意して下さい。

メールでの報告についてはパスワードをかけて下さい。

**5．その他**

　各事業者は、いわゆる「ヒヤリ・ハット」のような「２.」に定めた範囲には該当しないケースであっても必ず記録にとどめ、市から求められた際には報告して下さい。